

令和4年度税制改正要望について

重要事項

○石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の用途拡大等、石油に対するこれ以上の税負担に反対

- ・石油には既に年間5兆円を超える巨額な税が課せられています。これ以上の税負担の増加は国民の理解が得られず、断固として反対です。
- ・カーボンプライシングとしての炭素税についても、①エネルギーコストの上昇を通じて企業の生産・投資・研究開発の原資を奪うなど経済成長の阻害が懸念される、②政府の検討において、エネルギー安定供給に対する影響の視点が欠如するなど、エネルギー政策の基本方針である「3E+S」が損なわれる可能性がある、③既に地球温暖化対策税、石油石炭税やガソリン税等のエネルギー関係諸税が導入されており、その効果の十分な検証がなされていない、ことなどから反対です。

○自動車用燃料・エネルギーに対する課税の公平性確保

- ・EV用の電気等は自動車燃料税の課税対象とされておりません。欧米では道路利用者の公平な負担の観点から、EVを含む乗用車・トラック等に対し、走行距離等に基づく課税（課金）制度が検討・導入されています。わが国も自動車用の電気等に対し自動車燃料税相当の課税を行い、EV等とガソリン車等の課税の公平性を確保すべきです。

○LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設

- ・石油精製業等における事業再編・構造改善のため、LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設をお願いいたします。

○欠損金に係る繰越控除制度の見直し

- ・わが国の欠損金の扱いは欧米主要国と比べて不利な制度となっており、繰越期間（現行10年）の無期限もしくは延長、また繰越控除限度額（当期所得の50%に制限）の撤廃もしくは緩和をお願いいたします。 ※コロナ禍への特例措置は令和3年度の欠損金までが対象

その他主要事項

- 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけタックス・オン・タックスの排除を直ちに実施すべき
- ガソリン税・軽油引取税の本則税率上乘せ分の廃止
- 石油精製工程で生産される石油化学原料用軽質炭化水素（C3・C4）に係る石油石炭税還付制度の創設
- バイオETBEおよびバイオETBEの原料として使用するバイオエタノールに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長
- 石油化学用輸入ナフサ等に係る関税無税制度の適用期限の延長
- オープンイノベーション促進税制の適用期限の延長と見直し 等

以上